

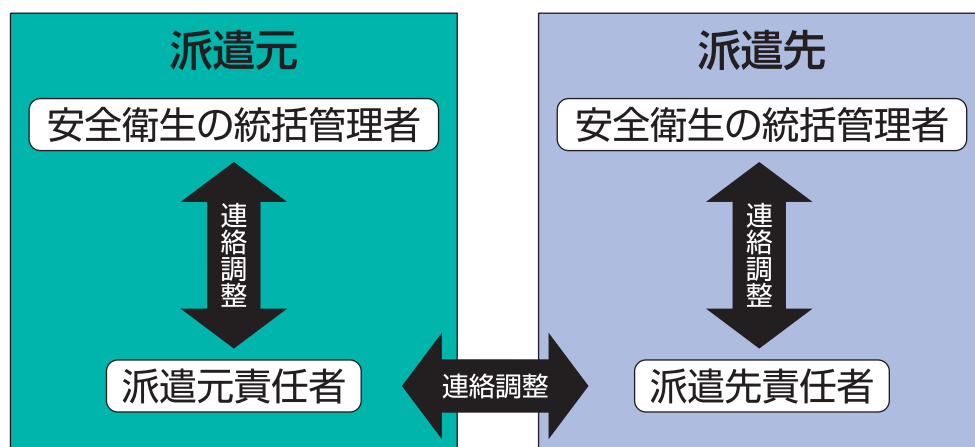
●改正労働者派遣法の概要●

〈派遣労働者の安全衛生確保に関する部分〉

(1) 派遣元・派遣先責任者の業務の追加

派遣元・派遣先責任者の業務に、派遣労働者の安全衛生に係る以下の業務が追加されました。

- ①派遣元責任者……派遣元において安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整（労働者派遣法第36条第5号）
- ②派遣先責任者……派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元事業主との連絡調整（労働者派遣法第41条第4号）



(注)「安全衛生を統括管理する者」とは、総括安全衛生管理者又は安全管理者、衛生管理者が選任されている場合はその者をいい、それらの者が選任されていない小規模事業場では事業主自身をいいます。

(2) 製造業務専門の派遣元・派遣先責任者の選任

派遣元

製造業務に派遣をする派遣元事業主は、当該派遣労働者を専門に担当する派遣元責任者を選任しなければなりません。

原則として、製造業務に従事する派遣労働者が100人以下の場合は1人以上、100人を超え200人以下の場合は2人以上の者を選任し、以下同様に100人当たり1人以上を追加する必要があります。（労働者派遣法第36条、労働者派遣法施行規則第29条第3号）

派遣先

製造業務に50人を超える派遣労働者を従事させる派遣先は、当該派遣労働者を専門に担当する派遣先責任者を選任しなければなりません。

原則として、製造業務に従事する派遣労働者が50人を超え100人以下の場合は1人以上、100人を超え200人以下の場合2人以上の者を選任し、以下同様に100人当たり1人以上の者を追加する必要があります。（労働者派遣法第41条、労働者派遣法施行規則第34条第3号）